

○財務省令第六十二号

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第九十三条並びに予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第四百四十四条及び国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第三十九条の規定に基づき、関税法施行規則及び電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月二十五日

財務大臣臨時代理

国務大臣 菅 直人

関税法施行規則及び電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令

（関税法施行規則の一部改正）

第一条 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

別紙第2号書式備考4中「電子帳簿・電子帳簿及び電子帳簿の簿に」を「電子帳簿及び電子帳簿・電子帳簿の簿に」に改める。

（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関

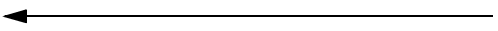
する省令の一部改正)

第二条 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「及び東京税関東京外郵出張所に設置される電子計算機と国税収納命令官等の所在する官署に設置される電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織」を削る。

別紙第1号の2書式備考及び別紙第1号の3書式備考中「電子情報処理組織による送附申請書の例等に関する法律施行規則」を「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則」に改める。

別紙第1号の4書式を次のように改める。



国税 収納金 整理 資金

領 収 済 通 知 書

(帳票コード)

第 一 片

国庫金

| |
|--------------|
| (納税者) 住 所 |
| 氏名又は名称 |
| 代理人 |
| |
| |

| | | |
|---|---------|-----------|
| 第 号 | | |
| (受入科目) | 年度 | |
| (取扱庁名) | (取扱庁番号) | |
| 納付の目的 | 本 税 | 円 |
| | 延 滞 税 | |
| | 合 計 額 | |
| 上記の合計額を領収しました。 | | 領 収 日 付 印 |
| <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 領収者 | | |

あて先 (国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地)
 (注意) 1. この用紙は機械処理しますので汚したり、折ったり、ピンで止めたりしないでください。 2. 領収日付印は格内に正しく押印してください。

国税 収納金 整理 資金

領 収 控

第 二 片

国庫金

| |
|--------------|
| (納税者) 住 所 |
| 氏名又は名称 |
| 代理人 |

| | | |
|---|---------|-----------|
| 第 号 | | |
| (受入科目) | 年度 | |
| (取扱庁名) | (取扱庁番号) | |
| 納付の目的 | 本 税 | 円 |
| | 延 滞 税 | |
| | 合 計 額 | |
| 上記の合計額を領収しました。 | | 領 収 日 付 印 |
| <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 領収者 | | |

国税 収納金 整理 資金

納 付 書 ・ 領 収 証 書

第 三 片

国庫金

| |
|--------------|
| (納税者) 住 所 |
| 氏名又は名称 |
| 代理人 |

| | | |
|---|---------|-----------|
| 第 号 | | |
| (受入科目) | 年度 | |
| (取扱庁名) | (取扱庁番号) | |
| 納付の目的 | 本 税 | 円 |
| | 延 滞 税 | |
| | 合 計 額 | |
| 上記の合計額を領収しました。 | | 領 収 日 付 印 |
| <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 領収者 | | |

備 考

関税法施行規則 (昭和41年大蔵省令第55号) 別紙第2号書式備考は、この書式について準用する。

附 則

- 1 この省令は、平成二十一年十月十一日から施行する。
- 2 改正前の書式による納付書は、当分の間、使用することができる。